# ○兵庫県警察広域交通管制要領の制定について(例規)

昭和47年4月1日 兵警交規例規第17号警察本部長

兵庫県警察広域交通管制要領を次のように定め、昭和47年4月6日から実施する。

なお、交通渋滞等処理要領の制定について(昭和44年兵警交規例規第8号)は、廃止する。

#### 第1 趣旨

この要領は、県下及び関係府県における交通情報を一元的に把握し、交通状況の変化に即応した広域交通管制を行うために必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 交通管制 道路交通に関する情報の収集、分析及び伝達、信号機、道路標識及び道路標示の操作並 びに警察官に対する交通規制に関する指令を一体的かつ有機的に行うことをいう。
- (2) 交通情報 交通障害情報、道路使用情報及び交通渋滞情報をいう。
- (3) 交通障害情報 自然災害、交通事故その他の事由に基づく道路の通行不能、通行の禁止及び通行の制限(以下「交通障害」という。)に関する情報で、道路使用情報以外のものをいう。
- (4) 道路使用情報 道路における工事若しくは作業又は競技会等の開催に伴う道路使用に関する情報をいう。
- (5) 交通渋滞情報 車両の過度集中、道路工事、交通事故等の事由により、道路上における車両の交通が滞り、次に掲げる道路の区分に応じ、それぞれに定める速度以下の速度で自動車が当該道路を通行している状態(以下「交通渋滞」という。)に関する情報をいう。

ア 郊外部の高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速道路等」という。) 40キロメートル 毎時

イ 都市部の高速道路等 20キロメートル毎時

ウ 前記ア及びイに掲げる道路以外の道路 10キロメートル毎時

### 第3 交通管制センターの業務等

交通管制センターの長は、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)の指揮を受け、所要の警察職員を指揮して、次の業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集及び分析
- (2) 電子計算機システムによる信号機の集中制御
- (3) 交通渋滞及び交通障害事案の処理
- (4) 可変標識及び交通情報板の操作
- (5) 緊急時の交通管制及び現場警察官等に対する交通規制等の直接指示
- (6) 交通情報の広報
- (7) その他交通管制に関する事務

#### 第4 交通情報の収集範囲及び方法

交通規制課長、交通部交通機動隊長(以下「交機隊長」という。)、交通部高速道路交通警察隊長(以下「高速隊長」という。)及び警察署長の交通情報の収集範囲及び収集方法は、次のとおりとする。

区分	交通情報の収集範囲	交通情報の収集方法
交通規制課長	県下全域及び関係府県内	交通管制センターに付帯する端末機器 の利用によるほか、高速隊長、警察署長、 道路管理者、日本道路交通情報センター 等を通じて収集する。
交機隊長	兵庫県警察組織規程(昭和58年兵庫 県警察本部訓令第2号)第6条第2	道路管理者及び日常の警察活動を通じ て収集する。
高速隊長	項に規定する担当の区域、道路又は 路線	

警察署長	管轄区域	日常の警察活動を通じて収集する。

### 第5 交通情報の収集時の措置

1 署長等による重要交通情報認知時のシステム登録

高速隊長及び警察署長(以下「署長等」という。)は、第4の規定により収集した交通情報が、次の表の左欄に掲げる道路の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる交通情報(以下「重要交通情報」という。)のいずれかに該当するものであるときは、交通規制総合管理システム(情報管理システムを利用して行う対象業務の一つであって、交通安全施設等の管理情報登録、交通規制の管理情報登録等を行うシステムをいう。以下同じ。)に登録するものとする。

道路の区分	交通情報	
	(1) 3時間を超える本線通行止め(分離区間における片側通行止めを含む。	
高速道路等	以下同じ。)を伴うことが予想される交通障害情報	
	(2) 本線通行止めを伴う道路使用情報	
	(3) 交通渋滞の原因が特異なものであり、かつ、社会的反響が大きいと予	
	想される交通渋滞情報	
	(1) 交通規制(道路交通に与える影響が極めて軽微なものは除く。(2)に	
	おいて同じ。)を伴う交通障害情報	
高速道路等以外の道路	(2) 交通規制を伴う道路使用情報	
	(3) 交通渋滞の原因が特異なものであり、かつ、社会的反響が大きいと予	
	想される交通渋滞情報	

### 2 交機隊長による交通情報の通報等

交機隊長は、第4の規定により収集した交通情報を、当該道路又は場所を担当し、又は管轄する署長等に通報するものとする。この場合において、署長等は、当該通報の内容が重要交通情報に該当するものであるときは、交通規制総合管理システムに登録するものとする。

3 交通管制センターの長への通報

署長等は、前記1又は2後段の規定により登録をした重要交通情報のうち、特に重要であると認めるものについては、その推移等必要な事項を継続して確認するとともに、当該確認により把握した事項を交通管制センターの長に通報するものとする。

4 110番通報受理時の通信指令課長の措置

地域部通信指令課長は、110番通報その他の通報により緊急の措置を講ずる必要があると認める交通 情報を認知したときは、直ちに交通管制センターの長に通報しなければならない。

## 第6 交通管制の指示等

1 交通管制センターの長による交通管制の指示

交通管制センターの長は、第5の1又は2後段の規定により交通規制総合管理システムに登録された 重要交通情報、同3の規定により通報を受けた事項又は同4の規定により通報を受けた交通情報のうち、 緊急の措置を講ずる必要があると認めるものについては、直接、現場に配置された警察官に対して手信 号又は信号機の手動操作、う回誘導、通行の禁止、通行の制限等必要な措置を講ずるよう指示すること ができる。

2 交通管制の指示の通報

交通管制センターの長は、前記1の規定により現場に配置された警察官に指示をしたときは、事後速 やかに当該警察官の属する所属の長にその内容を通報するものとする。

# 第7 交通障害等の解消措置

1 交通障害等の早期解消

署長等は、担当する道路又は管轄区域(以下「管内等」という。)において交通障害若しくは交通渋滞(以下「交通障害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、速やかに警察官を現場に派遣し、交通整理、危険防止等必要な措置を講ずるとともに、適切な現場広報を行い、交通障害等の早期解消に努めなければならない。

2 道路管理者に対する交通規制の実施の要請

交通規制課長及び署長等は、交通障害等の発生を認知した場合において、道路管理者による交通規制を実施することが適当であると認めるときは、速やかに当該道路管理者に対し、交通規制を実施するよう要請するものとする。

3 広域的な交通規制の要請

署長等は、交通障害等の発生を認知した場合において、広域的な交通規制、広報活動等を行う必要があると認めるときは、その措置を交通部長に要請(交通規制課経由)をすることができる。

4 広域的な交通規制等の措置

交通部長は、前記3の要請を受けた場合において、広域的な交通規制等の措置を講ずる必要があると 認めるときは、関係所属長に必要な指示を行い、交通障害等の早期解消に努めなければならない。

# 第8 通報等

1 交通規制課長による関係所属長に対する通報

交通規制課長は、警備実施、雑踏警備、警衛警護等の実施に必要と認める交通情報を収集したときは、 関係所属長に通報するものとする。

2 署長等による関係所属長に対する通報

署長等は、収集し、又は認知した交通情報が他の所属の管内等に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれが あると認めるときは、当該交通情報を関係所属長に通報するものとする。

#### 第9 広報

交通規制課長、高速隊長及び警察署長は、収集した交通情報を日本道路交通情報センター、報道機関 その他の関係機関に積極的に提供するほか、電話による照会に応じてこれを広報するように努めるもの とする。

### 第10 その他

交通管制センターの勤務要領等必要な事項は、交通部長が別に定める。